国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第11条　本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　次長　3人 （新設） （新設） (8)　（略）	本則 （組織） 第11条　本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　学務部長 (8)　研究・財務戦略部長 (9)　総務・経営企画部長 (10)　（略）	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。